

2011年5月27日

各 位

アリアンツ生命保険株式会社

千葉興業銀行で通貨選択型一時払変額年金保険「シュテルン」を販売開始

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅 伊智朗)は、2011年5月30日より、千葉興業銀行を通じて「シュテルン」【正式名称:通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の販売を開始します。

「シュテルン」は、年金原資保証機能で資産をまもりながら、海外市場での外貨建て運用で更なる運用成果を目指すお客さまのニーズにお応えする商品です。据置期間は最短3年から、お客さまのライフプランにあわせてお選びいただけます。

販売開始日	商品名	取扱金融機関
2011年5月30日	シュテルン	千葉興業銀行
「シュテルン」【正式名称:通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の主な特徴		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 通貨を米ドルまたは豪ドルから選択可。 2. 据置期間は、最短3年から選択可。^{*1} 3. 据置期間満了時の年金原資は、一時払保険料(基本保険金額)の100%から187%^{*2}を最低保証。^{*3} 4. 死亡給付金額は一時払保険料(基本保険金額)と同額を最低保証。 <p>^{*1} 契約日の基準金利*によっては、お選びいただけない場合があります。(*基準金利とは、据置期間満了時の年金原資保証額を決定する際に基準となる金利のことです。)</p> <p>^{*2} 187%は据置期間10年・契約日の基準金利9.5%の場合の率です。</p> <p>^{*3} ご契約の一部解約などをされずに、お申込時にご指定いただく据置期間まで運用していただく必要があります。</p>		

本商品の取扱金融機関は、今後順次拡大していく予定です。アリアンツ生命保険では、資産を「ふやす」「つかう」「のこす」といった、資産形成についてのお客さまのあらゆるニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、引き続き商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

<本件に関するお問合せ先>

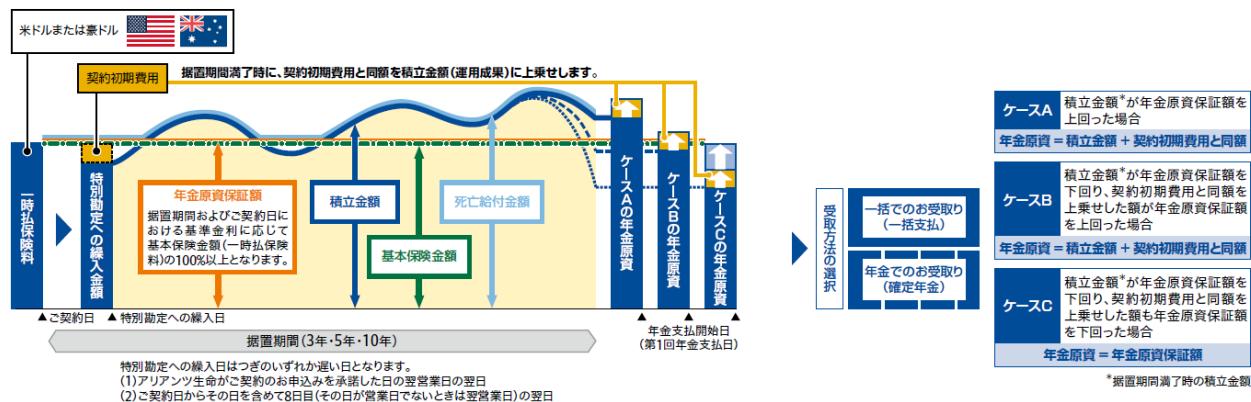
アリアンツ生命保険株式会社 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

「シユテルン」【通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)】の概要

商品のしくみ図

※年金原資保証率が100%の場合



※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものです。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資などを保証するものではありません。図の「死亡給付金額」の線は、ケースAの場合を示しています。

商品の主な特徴

1. 通貨は、ご契約時に米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。

一時払保険料のお払込み、年金などのお支払いにあたっての通貨を米ドルまたは豪ドルからお選びいただけます。なお、ご契約後に通貨を変更することはできません。

2. 据置期間は、最短3年からお選びいただけます。

据置期間は3年・5年・10年からお選びいただけます。ただし契約日の基準金利^{*1}によっては、お選びいただけない据置期間があります。

^{*1} 基準金利とは、据置期間満了時の年金原資保証額を決定する際に基準となる金利のことです。

3. 据置期間満了時には、運用成果に契約初期費用と同額を上乗せします。

また、年金原資は一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します。

据置期間満了時の積立金額(運用成果)には、契約初期費用と同額を上乗せします。据置期間満了時の年金原資は、据置期間および契約日における基準金利に応じて、一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します^{*2}。最低保証額は、据置期間および契約日の金利水準に応じて、一時払保険料(基本保険金額)の100%~187%^{*3}となります。

^{*2} ご契約の一部解約などをされずに、お申込時にお選びいただく据置期間まで運用していただく必要があります。

^{*3} 187%は据置期間10年・契約日の基準金利9.5%の場合の率です。

4. 死亡給付金額は一時払保険料(基本保険金額)と同額を最低保証します。

据置期間中の解約返戻金には契約初期費用と同額の上乗せや、年金原資保証額の最低保証はありません。また、死亡給付金額には基本保険金額の最低保証がありますが、契約初期費用と同額の上乗せはありません。

ご契約のお取扱い

「シュテルン」の主なお取扱いはつぎのとおりです。

契約年齢 (被保険者の年齢)		0歳～75歳(満年齢)				
一時払保険料 (基本保険金額)	米ドル	30,000米ドル ^{*1} ～5億円 ^{*2} (100米ドル単位)	※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円 ^{*2} をこえることはできません。 ^{*1} 保険料円入金特約を付加した場合は300万円以上(1万円単位)となります。 ^{*2} アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。			
	豪ドル	30,000豪ドル ^{*1} ～5億円 ^{*2} (100豪ドル単位)				
保険料払込方法		一時払のみ				
据置期間		3年・5年・10年 ※ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。				
付加できる主な特約		保険料円入金特約、円建年金移行特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約、遺族年金支払特約、年金分割支払特約				
クーリング・オフ		お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。				
増額		お取扱いしません。				

諸費用について

この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

項目	目的	費用	ご負担いただく時期
契約初期 費用	ご契約の締結などにかかる費用です。	据置期間 3年 一時払保険料に対して 2.0%	特別勘定への繰入時に 一時払保険料から控除します。
		据置期間 5年 一時払保険料に対して 3.0%	
		据置期間 10年 一時払保険料に対して 5.0%	
据置期間 中にかかる 費用	保険契約 関連費用	ご契約の維持・管理、年 金原資および死亡給付 金を最低保証するためな どにかかる費用です。	毎日、左記の年率の 1/365を特別勘定の資産 から控除します。
	資産運用 関連費用	特別勘定の運用にかかる 費用で、特別勘定にお いて主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.36%	毎日、左記の年率の日 割額を信託財産から控 除します。
	年金支払い 期間中にか かる費用	年金支払いの管理にかかる費用です。	年金支払開始日以後、 年金支払日に責任準備 金から控除します。
解約・一部解約を される場合にか かる費用	解約控除	解約・一部解約をされる 場合にかかる費用です。	解約返戻金の支払時に 積立金から控除します。

- 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。また、年金管理費は、将来変更されることがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用】

- 一時払保険料を外貨でお払込みになる場合、保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、外貨建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- 一時払保険料を円でお払込みになる場合や、年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくことになります。アリアンツ生命所定の為替レートとTTM(対顧客直物電信売買相場仲値)との差額が外国為替手数料として保険料円入金特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約適用時のご負担となります。
- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

投資リスクについて

- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および外国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。したがって、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

為替リスクについて

- この商品は外貨建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

このプレスリリースは、「シュテルン」の概要を説明するものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面」(契約概要/注意喚起情報)、「商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。